

令和 6 年度第 1 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 9 月 3 日

担当部・課：保健福祉部障害福祉課〔内線 2 4 7 7〕

① 件 名
地域生活支援サービスの基準額改定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）では、国県負担による自立支援給付（障害福祉サービス）と国県補助による地域生活支援事業が規定されている。 地域生活支援事業において各事業所が提供する地域生活支援サービスの費用は、市町村によりその基準額を決定している。基準額の決定に際しては、障害者総合支援法に規定される自立支援給付及び介護保険法に規定される類似サービスの費用を基に算定しており、3 年毎となっている障害者総合支援法及び介護保険法の報酬改定が令和 6 年 4 月 1 日付けで行われた。 【目的】 障害者総合支援法及び介護保険法の報酬改定に伴い、その報酬単価を基に算定している地域生活支援サービスの基準額を改定するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 障害者総合支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号） 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号） 地域生活支援事業実施要綱（平成 1 8 年障発第 0 8 0 1 0 0 2 号） 石巻市障害者地域活動支援センター事業実施要綱（平成 1 8 年告示第 3 0 9 号） 石巻市障害者日中一時支援事業実施要綱（平成 1 8 年告示第 3 1 0 号） 石巻市障害者移動支援事業実施要綱（平成 1 8 年告示第 3 0 8 号） 石巻市重度障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成 1 8 年告示第 3 1 3 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 3 節 共に安心して暮らせる障害福祉の充実 1 障害者の自立と社会参加への支援を行う 【個別計画との整合性】 石巻市第 4 次障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 1 8 年 1 0 月 市町村地域生活支援事業の開始（旧制度からの移行を含む。） 平成 2 7 年 1 0 月 地域生活支援事業の基準額改定（障害者総合支援法等の報酬単価改定による） 平成 3 0 年 1 0 月 地域生活支援事業の基準額改定（障害者総合支援法等の報酬単価改定による） 令和 3 年 1 0 月 地域生活支援事業の基準額改定（障害者総合支援法等の報酬単価改定による） 令和 6 年 4 月 障害者総合支援法及び介護保険法の報酬単価改定
⑤ 主な内容
下記の地域生活支援サービスについて基準額の改定を行う。 1 障害者総合支援法に規定されるサービス 地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、移動支援事業 2 介護保険法に規定される類似サービス 訪問入浴サービス事業 ※基準額の詳細については、別紙資料のとおり。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 ・法定サービスの報酬単価は、社会情勢等を踏まえ制度の持続可能性等の観点から決定されるもので、その単価を基礎とすることで、安定した地域生活支援事業の実施が期待できる。 ・安定した事業実施により、利用者の自立及び社会参加の機会を確保する。 【市財政への負担】 令和6年度執行ベースにおける試算では、歳出が約1,361千円の増額となる見込み。 なお、予算については今後の執行状況を踏まえ必要に応じて対応する。 （財源）地域生活支援事業補助金 国1／2、県1／4、一般財源1／4
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
石巻圏域2市1町（石巻市、東松島市、女川町）は、同一基準額で改定予定。 【県内他市の改定状況】 障害者総合支援法等の報酬単価改定に伴う改定 実施予定（一部のみ含む）：7市 白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、東松島市 実施未定（検討中含む）：6市 仙台市、塩竈市、気仙沼市、多賀城市、登米市、富谷市
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和6年9月 石巻市障害者地域活動支援センター事業実施要綱、石巻市障害者日中一時支援事業実施要綱、石巻市障害者移動支援事業実施要綱及び石巻市重度障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正 （施行予定年月日：令和6年10月1日）
⑨ その他